

# 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

## 第1章 総則

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人葆光会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員および評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)この場合の役員は非常勤役員とする。
- (3)評議員とは、定款第5条及び第6条に基づき置かれる者をいう。
- (4)報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (5)費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、出張に要する旅費(宿泊料・日当・交通費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区別されるものとする。

## 第2章 報酬及び費用等

### (報酬の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
- 3 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

### (報酬等の額の決定)

第4条 この法人の役員及び評議員に対する報酬の額は、「理事会」、「監事監査」、「評議員会」への出席従事の都度、謝金として一人一律別記1に定める額とする。

### (費用弁償)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担した費用については、その用途を明記した領収書等をもってこれを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費(宿泊料・日当・交通費含む)を、出張旅費規程に準じて出張費として支給することができる。
- 3 「理事会」、「監事監査」、「評議員会」に携わった時の交通費は、交通費届けによって申し出された金額をその都度現金にて支払うことができるものとする。ただし、自家用車の場合は別記2に定める額とする。
- 4 理事で施設職員としての立場を有する者に対しては、交通費は支給しない。

### (報酬等の支給日)

第6条 役員及び評議員の報酬等及び出張旅費は、必要の都度、支払うものとする。

### (報酬等の支給方法)

第7条 報酬は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば

本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金等を控除して支給する。

### 第3章 弔慰

#### (傷病見舞金)

第8条 役員等が傷病により入院が継続して2週間以上に及んだときは、別記3に定める傷病見舞金を支給する。

#### (災害見舞金)

第9条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別記3に定める災害見舞金を支給する。

#### (弔慰金)

第10条 役員等が死亡ときは、別記4の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

#### (親族等への香華料)

第11条 役員等の親族等が死亡したときは、別記5に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

### 第4章 その他附則

#### (公表)

第12条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

#### (補足)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

#### 附則

この規程は平成29年6月20日から施行する。

別記 1

役員及び評議員の報酬

「理事会」、「監事監査」、「評議員会」へ出席従事の都度、謝金として一人一律 10,000 円(源泉所得税額を控除した額)

別記 2

自家用車による交通費

1 k m 37 円として換算する。(旅費規程に準ずる。)

別記 3

- ・私傷病見舞金 5,000 円
- ・業務上の傷病による見舞金 10,000 円
- ・災害見舞金(被害の程度により) 10,000 円以上 30,000 円以内

別記 4

- ・理事長 100,000 円(※弔電・生花)
- ・役員 50,000 円(※弔電・生花)
- ・評議員 10,000 円(※弔電)

別記 5

- ・理事長配偶者 10,000 円(※弔電・生花)
- ・その他役員配偶者 5,000 円(※弔電)